

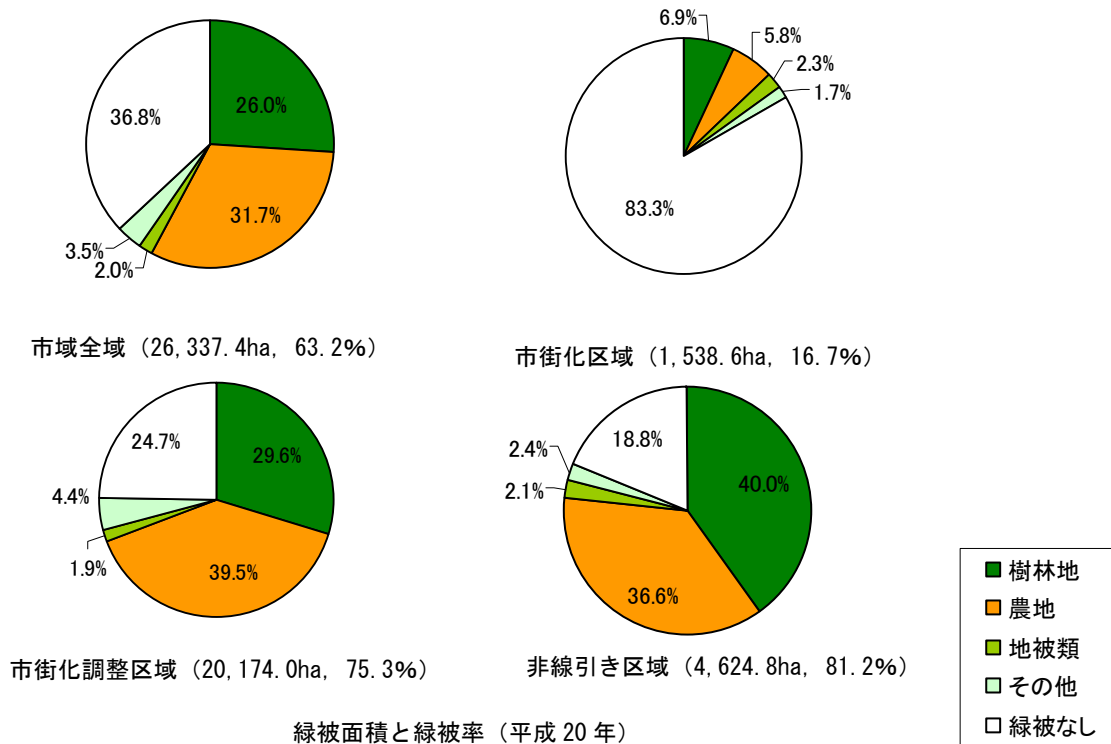
(5) 緑被の現況

① 市域全域の緑被

市域全域において、市街化区域内では 100 m²以上、そのほかの地域では 1,000 m²以上のまとまりのある緑を対象とした緑被面積は 26,337.4ha で、緑被率は 63.2%でした。

緑の区分内訳で、農地の面積が最も多く、市域の 31.7%を占めます。樹林地は 10,845.1ha (26.0%) となっており、農地を合わせて緑被地の 9 割以上を占めています。樹林地は、北西部の山地から宇都宮丘陵の長岡、戸祭山、八幡山公園に至る一帯に、農地は、東部の鬼怒川沿い及び姿川、田川沿いに広がっています。

都市計画区域ごとの緑被率は、宇都宮都市計画区域の市街化区域で 16.7%、市街化調整区域で 75.3%、上河内都市計画区域の非線引き区域で 81.2%となっています。

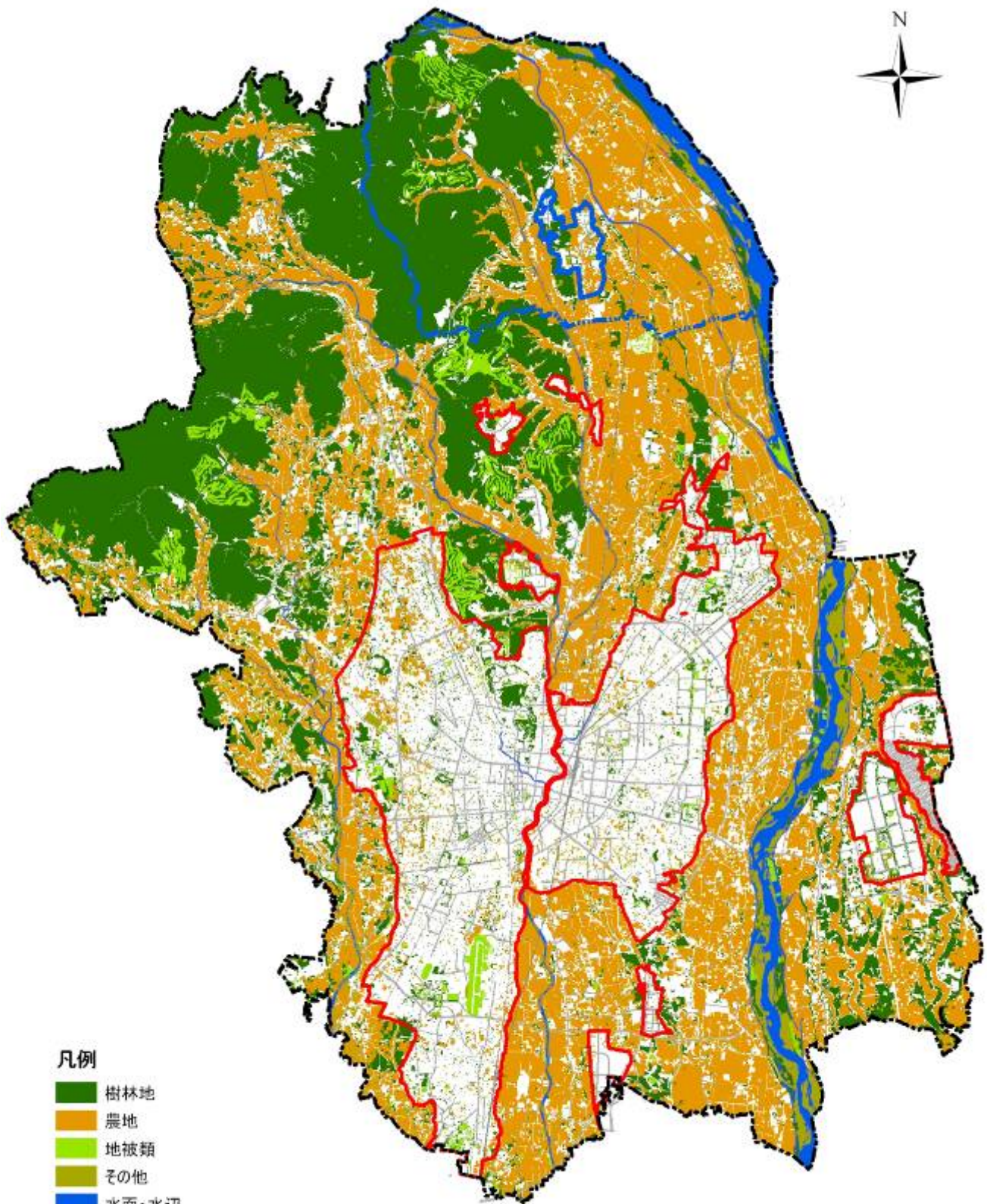


【用語解説】

「緑被」とは、航空写真のデータを用いて樹木や芝生等で覆われた区域や、独立樹等の場合、真上から見た樹冠で覆われた部分を抽出したもので、樹林地、農地、地被類、その他の 4 区分としました。また、市域の面積のうち、緑の面積が占める比率を「緑被率」としました。

市街化区域では 100 m²以上、それ以外では 1,000 m²以上の緑被を計上しています。

区分	内容	区分	内容
樹林地	中高木の樹木、樹林	地被類	芝等の草丈の低い草地など
農地	水田、畑地、果樹園	その他	低灌木、ススキ、ヨシ等の草丈の高い草地など



凡例

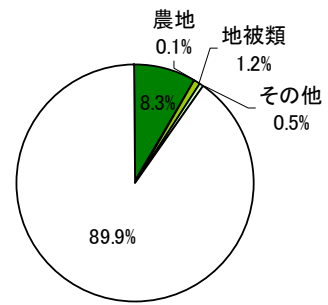
- 樹林地
- 農地
- 地被類
- その他
- 水面・水辺
- 宇都宮市域
- 市街化区域
- 非線引き区域(用途地域)
- 非線引き区域

緑被現況図

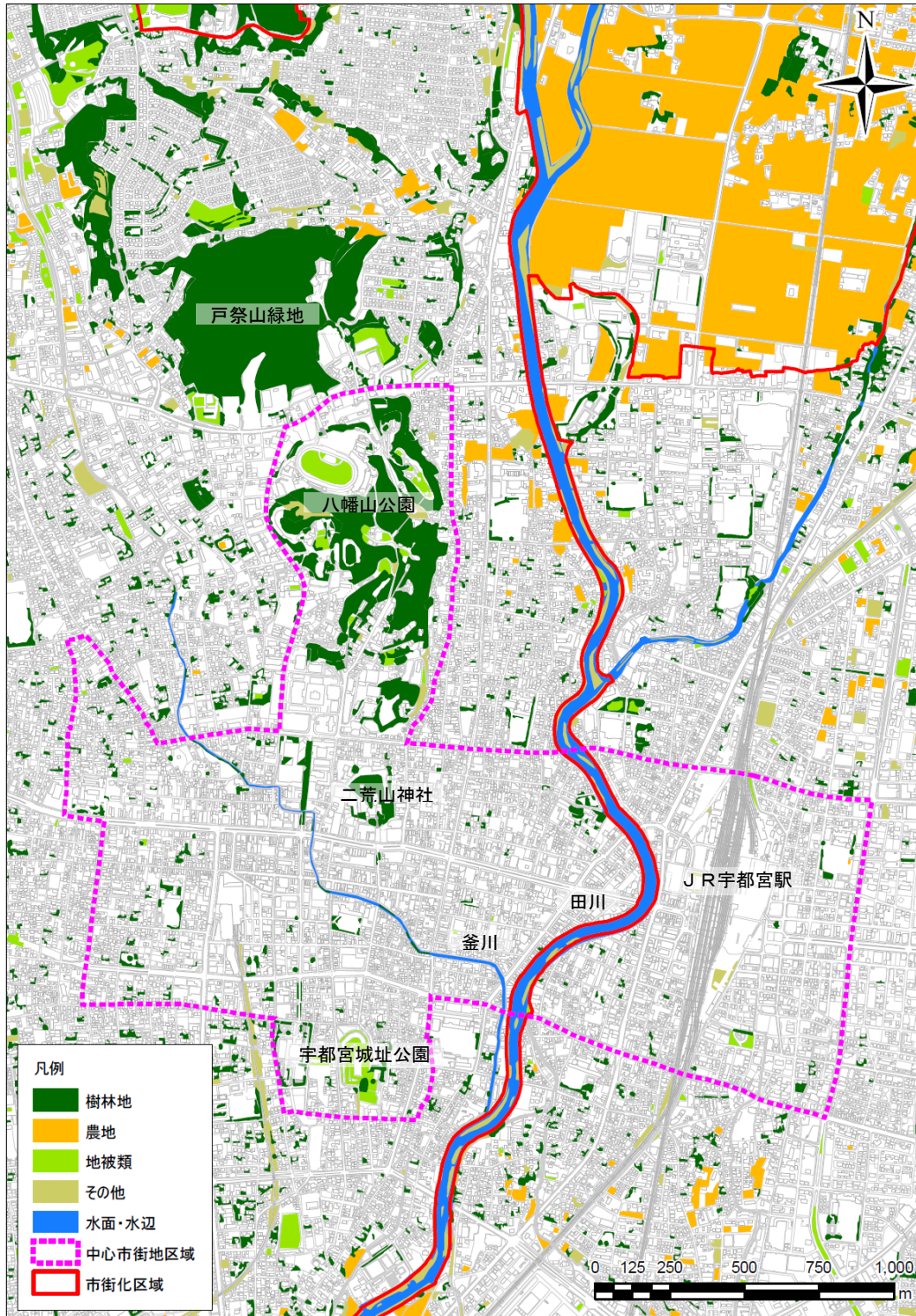
出典：平成 20 年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査報告書

② 中心市街地の緑被

中心市街地においては、区域北部の八幡山公園，中心部の二荒山神社，南部の宇都宮城址公園にまとまった緑が見られるものの，緑被率は 10.1%と低い状況となっています。



中心市街地の緑被率



中心市街地の緑の現況図

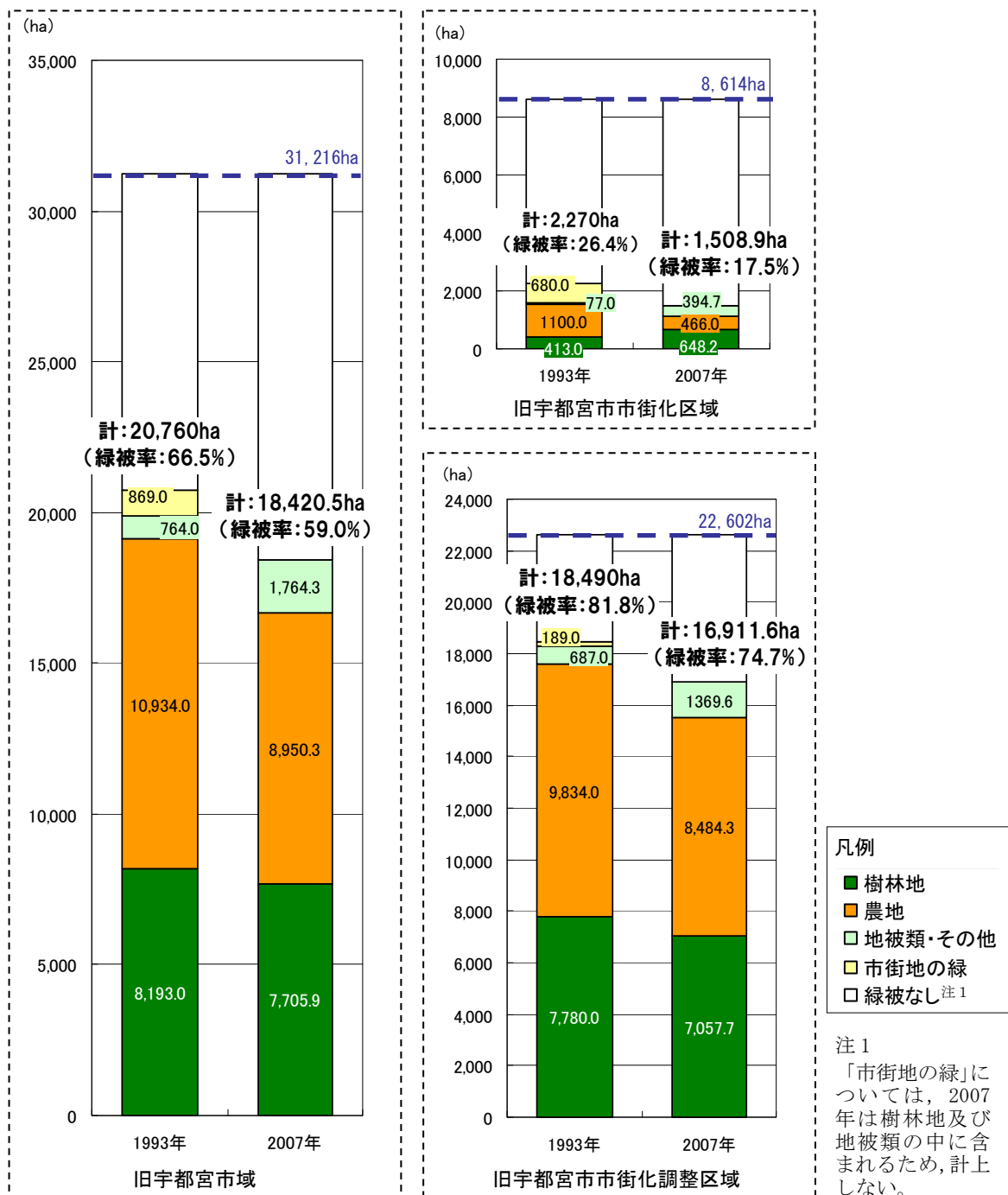
※平成 20 年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査報告書の緑の現況図を基に作成。

③緑被の変遷

旧宇都宮市域（旧上河内町・旧河内町との合併前，31,216ha）に占める緑※は，平成19（2007）年には18,420.5ha，緑被率は59.0%であり，平成5（1993）年の20,760ha（66.5%）と比較すると，7.5%減少しました。減少の割合は農地が最も多く，次いで樹林地が多くなっています。

平成19（2007）年現在の市域における緑被面積は26,337.4haであり，旧上河内町・旧河内町との合併で市域面積が拡大したことに伴って，市内の緑被面積は7,616.9ha増加しました。

※：旧上河内町・旧河内町については，緑被率調査を実施しておらず，変遷を追うことができないため記載していない。



旧宇都宮市域の緑被の変遷

出典：平成20年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査報告書

(6) 緑地（法律や条例等により、担保性が確保された緑）の現況

①市域全域の緑地

市域全体の緑地面積は、22,750ha で、市域面積における緑地率は 54.6%となっています。これらの緑地のうち、農用地区域が 45.3%、地域森林計画対象民有林が 34.6%を占めるなど、緑地全体の9割以上が地域制緑地です。一方、都市公園は 2.5%、公共施設緑地は 3.3%で、施設緑地の占める割合は低くなっています。

緑地の面積と割合

大区分	中区分	小区分	緑地面積 (ha)	緑地面積合計に対する割合 (%)	根拠となる法律・条例等	主なもの
施設緑地	都市公園	都市公園	560.5	2.5	都市公園法	街区公園，近隣公園等
	都市公園以外	公共施設緑地	742.4	3.3	—	学校，運動施設，市民農園，チビッコ広場，その他公共施設
	小計		1,302.9	5.8		
地域制緑地等	法による地域	風致地区	236.3	1.0	都市計画法	八幡山風致地区，白ヶ峰風致地区
		自然公園	(1,880.0)	(8.3)	自然公園法	宇都宮県立自然公園
		農用地区域	10,293.0	45.3	農業振興地域整備法	—
		河川区域	2,296.6	10.1	河川法	鬼怒川，田川，姿川等の一級河川
		保安林区域	(518.8)	(2.3)	森林法	—
		地域森林計画対象民有林	7,882.6	34.6	森林法	—
		国有林・県有林	562.3	2.5	森林法	—
	史跡・名勝・天然記念物等	(49.0)	(0.2)	文化財保護法等	飛山城跡，塚山古墳，ムカシトノボ及びその生育地等	
	協定	緑地協定	145.6	0.6	都市緑地法	豊郷台緑地協定区域，戸祭台緑地協定区域等
	条例等によるもの	条例・契約・協定等	30.7 (33.9)	0.1 (0.1)	市との契約，県条例	保全契約緑地，緑地環境保全地域
小計		21,447.1	94.2			
合計		22,750	100.0			
緑地率		54.6%	—			

注1) ()内の数字は他の項目と重複するので計上しない(自然公園と保安林区域は、地域森林計画対象民有林・国有林・県有林と重複。史跡・名勝・天然記念物等は都市公園・自然公園と重複。)

注2) 緑地協定は都市公園と一部重複。条例・契約・協定等は地域森林計画対象民有林と一部重複する。

平成20年3月現在

出典：平成20年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査報告書

【用語解説】

「緑地」とは、都市公園、公共施設緑地、法による地域、協定、条例などにより、緑の担保性が高い箇所や区域を指します。